

# ○人事発令及び個別命令を用いない人事関係事務の処理要領について（通達）

昭和 61 年 12 月 24 日  
海幕人第 5888 号

改正 平成元年 6 月 17 日 海幕総務第 3040 号〔改元に伴う関係通達の一部変更について（通達）42 項による改正〕  
平成 19 年 1 月 9 日 海幕補第 127 号〔防衛庁設置法等の一部を改正する法律の制定に伴う関連通達の一部変更について（通達）6 項による改正〕  
平成 21 年 8 月 17 日 海幕補第 6463 号  
平成 21 年 8 月 17 日 海幕補第 6463 号〔第 2 次改正〕  
平成 29 年 11 月 1 日 海幕防第 469 号〔音響測定隊の編制に関する訓令の改正に伴う関連通達の一部変更について（通達）11 項による改正〕  
令和元年 6 月 4 日 海幕補第 157 号〔第 3 次改正〕  
令和 2 年 10 月 26 日 海幕補第 1655 号〔第 4 次改正〕

海上幕僚長から各部隊の長・各機関の長あて

人事発令及び個別命令を用いない人事関係事務の処理要領について（通達）

標記について、下記のとおり定める。

なお、人事発令及び個別命令を用いない人事関係事務の処理要領について（依命通達）（海幕人第 2450 号。39. 5. 6）は、廃止する。

## 記

### 1 認識番号

付与権者は、認識番号を付与した場合、関係先に通知する。

### 2 精勤章

精勤章授与権者は、精勤章を授与した場合、関係先に通知するとともに、被授与者の任免権者に報告又は通報する。

### 3 乗船指定等

(1) 次に掲げる場合は、隊（艦）内通達をもって処理する。

ア 艦艇をもって編成する部隊に勤務を命ぜられ、又は配置された者の乗船を指定する場合

イ 臨時勤務を命ぜられた者の乗船又は配置を指定する場合ウ 臨時乗組を命ぜられた者の艦艇内における配置を指定する場合

ウ 車両運転員に指定し、又は指定を取り消した場合

エ 航空機操縦員の搭乗資格証明を行った場合

(2) 勤務記録表には記入しない。

(3) クルー長、クルーの副長及び科長並びにクルー勤務の者は、本規定により乗船指定されている期間、それぞれ乗船指定されている艦船の長、副長及び該当する科長

並びに乗組を命ぜられる各配置と同等の地位、権限及び責務を有するものとみなす。

#### 4 海技資格等

海技資格、航空従事者技能証明及び計器飛行証明が付与された場合及び無線資格を付与した場合は、関係先に通知する。

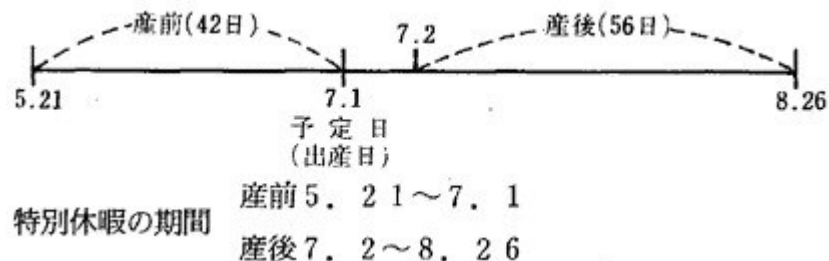
#### 5 学生の命免等

学校等の長は学生等を命免し、又は次期以降に編入した場合は、当該隊員の任免権者（その任免権者が防衛大臣であるときは当該幕僚長とする。以下同じ。）及び所属部隊等の長に報告又は通報する。

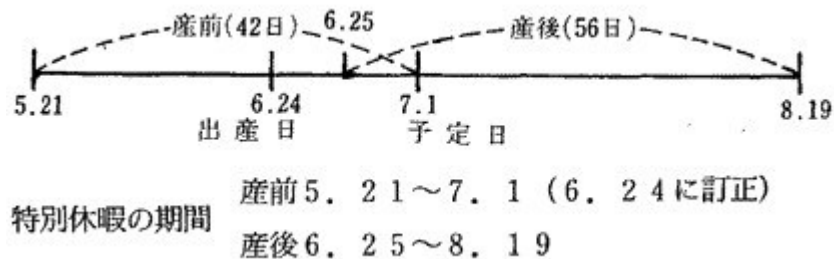
#### 6 病気休暇、特別休暇及び介護休暇

- (1) 所属長は病気休暇（入院及び帰郷療養を含む。）及び介護休暇を承認したとき、又は特別休暇（自衛隊法施行規則（昭和29年総理府令第40号）第49条第1項第6号及び第7号に規定する場合に限る。以下同じ。）の申出等があつたときは、別紙様式の病氣（特別、介護）休暇報告書を当該隊員の任免権者に提出（送付）するとともに、必要に応じ、勤務記録表の副本を保管する者に写しを送付する。帰郷療養の場合は更に給与担当者にも写しを送付する。
- (2) 特別休暇は、出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては14週間）前の日から出産予定日までと、出産の日の翌日から出産後8週間を経過する日までに分けるものとする。ただし、出産予定日及び出産日は、産前の期間として計算する。

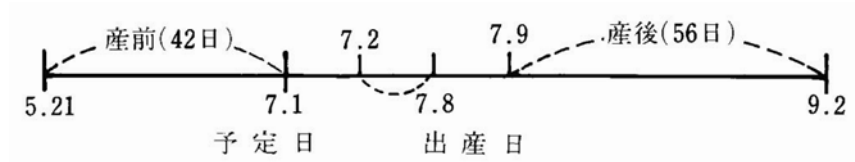
例：ア 出産予定日と出産日が一致する場合



イ 出産日が出産予定日より早かった場合



ウ 出産日が出産予定日より遅れた場合



特別休暇の期間 産前5.21～7.1 (7.2～7.8追加)  
産後7.9～9.2

添付書類：別紙様式

殿

所属長

病気  
特別 休 暇 報 告 書  
介護

部 隊 等 名			
配 置			
階 級 ( 級 )			
氏 名		認識番号	
病 名 等			
期 間	年 月 日から		
	年 月 日まで		
	( 年 月 日から )		
休暇中の所在地			
備 考			

- 注：1 先に承認した病気休暇又は介護休暇に引き続いて病気休暇又は介護休暇を承認した場合、及び先に申出のあった特別休暇（出産前）に引き続いて特別休暇（出産後）の届出があった場合は、「期間」欄の（ ）内に病気休暇、介護休暇又は特別休暇の開始の日を記入する。
- 2 病気休暇を承認した期間内に全治し（軽快となり）、又は介護休暇を承認した期間内に終了し職務に復帰した場合は、「期間」欄の「 年 月 日まで」を朱記し、「備考」欄にその旨を記入する。
- 3 帰郷療養の場合及び公務による傷病の場合は、「備考」欄にその旨を記入する。
- 4 特に病名の秘匿を要する場合は、「病名等」欄に記入せず、別途所要の向きにのみ報告（通報）することができる。この場合、勤務記録表等には病名を記入せず、病気休暇」等と記入する。
- 5 特別休暇の場合は「産前」又は「産後」と、介護休暇の場合は「介護休暇」と、それぞれ「病名等」欄に記入する。
- 6 「期間」欄は、和暦で記入する。